

令和5年度 第3回阪南市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

日 時	令和6年3月25日(月) 15時00分～16時00分
場 所	阪南市教育支援センター 会議室
出席者	<p>&lt;会長&gt; 阪南市教育委員会事務局 学 校 教 育 課 長 石原 慎</p> <p>&lt;委員&gt; 泉南警察署生活安全課 少 年 係 長 徳山 貴久</p> <p>阪南市人権推進課 課 長 戸崎 美津弘</p> <p>阪南市こども支援課 課 長 工藤 健二</p> <p>阪南市立中学校長代表 鳥 取 中 学 校 長 中山 孝一</p> <p>大阪府教育庁 スクールソーシャルワーカーSV 中山 美和</p>
事務局	<p>阪南市教育委員会事務局 学 校 教 育 課 長 代 理 両口 通寛</p> <p>阪南市教育委員会事務局 学 校 教 育 課 長 代 理 花元 英夫</p>
傍聴者	なし
欠席者	<p>貝塚子ども家庭センター 相談対応第一課 総括主事 川端 真由美</p> <p>阪南市立小学校長代表 舞 小 学 校 長 中西 俊文</p>

## 協議内容

①開会

②会長挨拶

③議事

(1) 今年度のいじめの傾向について

(2) いじめ事象が生じたときの対応について

## 会議の要旨

(事務局)

事務局の宣言により開会。

(事務局)

出席者は過半数に達しているので開会する。

(事務局)

今回もよろしく願います。

前回は参加できなくて申し訳ない。前回も有意義な会になったと聞いている。前回の会議後、コロナも含めてになるが、今年はインフルエンザでの学級閉鎖が非常にたくさん見られ、各校とも対応に苦慮されたと聞いている。

いじめの認知件数は今年度も増加している。学校で、積極的に認知している成果であると感じている。ここでの話を校長会や園長会でも紹介し、いじめの認知の感度をあげていきたいと考えている。

本日も1時間と短い時間となるが、よろしく願います。

(事務局)

阪南市いじめ問題対策連絡協議会等条例第8条に基づき、原則公開としている。本日の傍聴人はない。

議事録への公開について承認が必要である。

意見、質問などないか。

(全委員)

～承認～

(会長)

承認されたものとする。

## 議事

(会長)

続けて本日の議事について進めていきたい。

今年度のいじめの傾向について事務局より説明願う。

(事務局)

令和5年度のいじめの認知件数については、現在集計中である。昨年から横

ばいまたは微増となる見込みである。傾向としては、もちろん SNS が関係する事案は増えているように感じるが、大きな暴力を伴うものや、財産や身体に損害があるいじめ事案は減少しているように感じている。子どもたちが、意見をもってぶつかり合うというのではなく、お互いがお互いの表現を受け止めることができず、「嫌だ」と感じてしまう。そして、嫌だと感じたことに対して、どう心の中で処理していけばよいかかわからず、困ってしまう事案や、初めに加害をしたと位置づけられる側が、被害に避けられたことを嫌だと感じたということで、いじめの加害と被害が入れ替わる事案などもある。保護者とともがいじめについて解決に向けて進みたいと市教委も学校への支援を計画しているが、解決が難しくなっている事案も多くなっているように感じる場合がある。

具体的な対応として、法律に沿った、いじめの疑いの時点で認知し、認知した事案について組織として対応を計画することを大切にしたいと考えている。

(会長)

2 学期にも SNS のトラブルについて学校から話をもらったが、いじめ事案が生起したときの対応として、学校が必ず気を付けていることはどんなことがあるか。

(委員)

嫌な思いをすればいじめと認知することは当然している。対応は表面的なものになっていると感じてしまうこともある。理由は、SNS 中のいじめがあったとしてもなかなか気づくことができない。嫌だと感じたらいじめであるが、よく話を聞いてみると、加害と被害が逆転しまう場合も散見される。先に言ったもん勝ちになってしまうこともある。人間関係を構築していくうえで必要なことなので、周りの大人がもう少し落ち着いてみていくことができると感じることもある。学校は社会の縮図とよくたとえられる。社会に出てからどのように自分が行動していくべきかを経験する場であると考えている。トラブルを自分たちで解決できない大人を育てるわけにはいかないの、いじめと認知して対応はするけれど、解決の方法が本人たちの将来につながるような対応にしていきたいと常々考えている。

(会長)

経験の少ない教員などに、いじめの対応などについて、何かしていることはあるか。

(委員)

いじめの認知については、一人の視点だけで判断していくと大きな問題になる。知った時点で、必ず誰かに相談することや、自分以外の先生と必ず共有するように伝えている。保護者がどうしても自分の子どもの話を信じるころから始まるように、担任も、自分だけの考えで対応してしまうと、見えなくなってしまうことがあるので、情報交換することで、対応できることを増やしたいと考えている。ただ、中学校では情報をすぐに共有して対応することもできるが、小学校で、特に単学級の学校で、生徒指導の加配教員がない学校は、情報共有は本当に難しいと感じる。

(会長)

小学校では生徒指導担当者が担任をしていたりと、単純に人がいないので共  
できないこともあると思われる。専門家の視点で感じることはあるか。

(委員)

よくよく話を確認してみて、嫌な思いをさせた側が、実はその前に嫌な思い  
をしていて、そこでは加害と被害が逆転しているように感じる事案もある。子  
どもたちも、何気に話しているだけで、嫌な思いをさせてやろうなんて思っ  
てもいないけれど、実は聞いている側は嫌な思いをしていたということはあ  
って、保護者が学校に伝えに来てくれてやっとわかってくることもある。初  
めのポイントにどう関わったのかが非常に大事で、初めのトラブルの解決を、  
しっかり事実も固まって、本人たちも納得したうえで謝罪まで済んでいる事  
案はよいが、実は違ったなどの話になると、その後、お互いの保護者同士  
の問題になったり、保護者と学校の問題になったりすることがある。本人  
たちは、一定毎日の生活もあり、折り合いをつけているのに、周りの大人  
が解決を遅らせてしまっているように感じる場合も、相談を受けるもの  
の中では割合は大きいように感じる。一番初めの対応で、学校が子どもに  
しっかり寄り添って対応することが必要だと感じる。

(会長)

人権でもそのような事例はあるか。

(委員)

人権でということではないが、当人同士で解決し始めていることでも、関  
係者が関係の無い人に SNS でグチを聞いてもらっていたことが、まわりま  
わって再度トラブルになることもあった。自分たちで聞いてもらうことを  
すると、別の問題が生起することもあるため、大阪府内の人権擁護委員  
の方で、LINE での相談を受け付けている。子どもも相談しやすいもの  
になっていると聞いている。

(会長)

虐待対応はどうか。

(委員)

虐待については、結果的に見て、子どもの視点と大人の視点の違いがある。  
保護者同士でトラブルがあれば、子どもの状態も変化するので、保護者の  
反応次第で変わる印象がある。社会の縮図という話もあったが、SNS も  
社会に広がっている。特定の人とやり取りをするけれど、そこからはじ  
かれ、入れてもらえないこともある。子どもにも影響している。

(会長)

時代の中で変化していくこともあるように感じる話である。警察などでは  
どうか。

(委員)

警察は被害側の性善説によって対応する。子どもは自分にとって都合のいいことだけを話す場合もある。調べていくと、実は訴えている方が攻撃を先にしていたり、挑発していたりすることもある。でも、保護者はわが子の言葉を信じるので、対応に苦慮する場面が警察の対応にもある。

被害側の虚偽から始まっている事案で、無罪になるケースもある。しかし、保護者は自分の子が発端であることをなかなか認められず、保護者とじっくり話しこまないと前に進まないものもある。

(会長)

まずはやはり初期対応から、事実の確認を丁寧に行うことが大切であることが確認できた。続いて、いじめ事案が生起したときの対応について、事務局より説明する。

(事務局)

前回の会議で、話すことができなかつたいじめ重大事態の対応について、国からの資料について様々な意見をいただくことを検討していた。その後、資料をデータでも送った。

先日、今年のこの時期に提案した、いじめ事案が生起したときの学校の対応と、市教委の対応について、案として作成した。

作成した経緯は、重大事態に正しく対応することができていなかった等、報道でもよくされていることもある。重大事態の対応についてのガイドラインも文科省からのものであるが、文字数も多い。現場ですぐに使うことができる資料として、できるだけコンパクトにフローチャートにまとめ、学校や市教委が正しく重大事態に対応するためのツールとしたい。

前回の時に、市教委の対応についても含め、再度、主語を明確にしたものにブラッシュアップしていくべきであるのご意見をいただいていた。

いじめの事案が生起したときに、学校と市教委が、具体的に初期対応として進めていくための、対応の概要をまとめてみた。もっとこんなことを整理しておくべきではないかと、意見をいただきたい。

(委員)

被害に寄り添うことはもちろんであるが、先ほどからの話にもあるように、加害と被害が逆転する事案も多くあると考えられる。どちらの立場の子どもにも寄り添うことが大切だと考えるため、「被害児童生徒に寄り添う」ではなく、「児童生徒に寄り添う」と、被害という言葉を除くだけで、目の前の子どもたちにしっかり寄り添うことを強調できる。どちらかに偏った対応をすることで、現場としてはさらに混乱を招くことになりかねない。

(委員)

対応が難しいことはわかる。初めは A が被害を受けた事案だと調査していたが、調べていくと途中から、B も被害を受けていたことが見えてくることもある。どちらも重大事態になる案件であれば、A が被害の重大事態の案件と、B が被害の重大事態の案件と、一つの事案について、二つの重大事態を認知する方が正しい対応となる。いじめと認知していないことが、問題となるケースもあるため、冒頭話があったように、まずは複数人で相談することから始め、組

織として対応することを徹底することで、結果的に初期対応が安定し、子どもに混乱を招かず、大人が振り回すことのない対応ができると考えられる。

(委員)

「因果関係を特定するのではなく」という表現が、現場には伝わりにくい。いじめの事実を確認していくことは、因果関係を特定することになるだろうし、事実の確認に時間がかかるので、保護者に、「今調べているので、時間が欲しい」という説明は、こじれている事案なら必ずすることである。その中で「因果関係を確認せずに被害に寄り添う」という書き方になると、先ほどの加害と被害の逆転する場合のことを考えると、どちらか一方に寄り添うことになってしまい、後からとんでもないことになってしまうことも懸念される。

(事務局)

因果関係を特定しないという言葉と、調査しないという言葉は違う前提で作っている。調査の結果、いじめはなかったと調査結果を伝えることもあることが前提なので、まずは組織として対応するなかで、「この事案は重大事態に該当するのではないのか」となった時点で、重大事態として法に沿った対応が必要となるという意図である。この資料が学校現場において活用することができるよう再度事務局で再考し、提示したい。

(委員)

いじめについては対応することは当然である。もちろん認知したいじめについては組織として共有し対応するが、自分たちのトラブルを自分たちで解決していく大人を育てていくことも、社会全体が共有していきたい。社会に出ていく前の学校で経験しておかなければ守ってくれる大人がいなくなってから、取り戻せない失敗につながってしまう。

(委員)

「第三者委員会」という言葉は正式名称ではないため、「阪南市いじめ防止対策委員会（第三者委員会）」というような書きぶりの方が、現場も混乱しなくて済むのではないかと考えられる。

(会長)

いただいた意見をもとに、現場に有意義な資料を整えていきたい。

(事務局)

令和5年度第3回いじめ問題対策連絡協議会はこれで終了する。  
次回は令和6年7月ごろの開催を予定していることを共有する。

(事務局)

事務局の宣言により閉会